

平成18年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成18年12月6日(水曜日) 午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会陳情付託

出席議員(24名)

1番	伊 藤 保	2番	島 田 和 雄
3番	平 野 忠 作	4番	伊 藤 房 代
5番	林 七 巳	6番	向 後 悦 世
7番	景 山 岩三郎	8番	滑 川 公 英
9番	嶋 田 哲 純	10番	柴 田 徹 也
11番	木 内 欽 市	12番	佐久間 茂 樹
13番	日 下 昭 治	14番	平 野 浩
15番	林 俊 介	16番	明 智 忠 直
17番	林 一 雄	18番	高 木 武 雄
19番	嶋 田 茂 樹	20番	向 後 和 夫
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正一郎
24番	神 子 功	26番	林 一 哉

欠席議員(2名)

23番	鈴 木 正 道	25番	伊 藤 鐵
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 忠 良	助 役	重 田 雅 行
教 育 長	米 本 弥榮子	病院事務部長	今 井 和 夫
総 務 課 長	増 田 雅 男	秘書広報課長	野 口 徳 和
企 画 課 長	加 瀬 正 彦	財 政 課 長	高 埜 英 俊
税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏	市 民 課 長	林 久 男
環 境 課 長	小長谷 博	保険年金課長	増 田 富 雄
健康管理課長	浪 川 敏 夫	社会福祉課幹主	加 瀬 恭 史
高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜	商工観光課長	神 原 房 雄
農水産課長	堀 江 隆 夫	建 設 課 長	米 本 壽 一
都市整備課長	島 田 和 幸	下水道課長	山 崎 健 次
海上支所長	木 内 孫兵衛	飯岡支所長	佐久間 俊 雄
干潟支所長	木 内 國 利	会 計 課 長	宮 本 英 一
消 防 長	佐 藤 眞 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	在 田 豊	学校教育課長	多 田 清 司
生涯学習課長	花 香 寛 源	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 哲 也
農業委員会 事 務 局 長	小 田 雄 治	飯岡荘支配人	野 口 國 男
病院事務次長	伊 東 一 直		

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事務局次長	石 毛 健 一
---------	---------	-------	---------

開議 午前10時 0分

○副議長（高木武雄） おはようございます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○副議長（高木武雄） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第13号までの13議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言の許可をいたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第1号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてご質疑申し上げます。ページを追ってご質疑申し上げますので、よろしくお願いいたします。项目的には3件でございます。

まず初めに、14ページ、歳出でございます。7目の企画費、そのうちの13節委託料、これは説明の中にあります医療福祉・食・交流の郷づくりの事業の内容でございます。今回、補正として委託料355万7,000円ということで予算化しております。まず、管理委託料の内容につきましてお伺いをいたします。

さらに、大原幽学の記念館映像音響ソフト作成委託料ということで55万7,000円計上されております。これらの内容的に、どのようなものかどうかお伺いをいたします。

同じ説明欄で、15節の工事請負費2,740万1,000円でございますが、内容的には大原幽学記念館映像音響機器の設備工事、これが540万1,000円、幽学の里農道排水路整備工事が2,200万円となっております。この内容につきまして、もう少し詳しくご説明をいただきたいと思

います。

次に、15ページです。8目の電子計算費の中で、説明欄にあります電算システムの運用事業、これは本会議でもご説明をいただきましたが、法改正に伴いまして委託料を組んだという内容でございます。そこで、当初、この電算システム運用事業につきましては、250万円の予算を計上してありました。これが、法改正に伴いまして331万円、補正として加わります。したがって、この内容につきまして、どのようなものを委託するのかどうかお示しをいただきたいと思います。これが2点目です。

最後に22ページです。4款衛生費の中で、1目の保健衛生総務費、この説明欄の2番にあります海上健康増進センターの管理費でございます。今回、157万5,000円の予算計上がされております。この海上健康増進センターの管理費につきましては、当初予算では修繕費、あるいは委託費については計上されておりましたけれども、9月には補正として、空調設備等の委託として29万円ほど、今回は修繕費として157万5,000円ということでございます。今回、需用費として修繕料を見込んだこの補正につきましては、どのような内容についてでありますか、お尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（高木武雄） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、神子議員の質問に対してお答え申し上げます。

まず、14ページ、お願いいたします。14ページの13節の委託料、それから15節の工事請負費ということで、この内容でございますけれども、これは食と交流の郷づくりの事業の一環として、今回、県の方で補助事業が認められたもので、補正計上させていただいたものです。このうちの委託料の管理委託料でございますけれども、これについては工事が、今回、土地改良事業に準ずるような形で行われる見込みとなっておりまして、その管理をお願いしたいということで盛らせていただきました。

もう1点、その下の大原幽学の記念館の映像音響ソフトでございますけれども、これは旧干潟町が大原幽学記念館において流しておりましたもの、これは旧干潟町のものがそのままになっておりましたので、今回、補助事業として認められましたので、改めて作成をし直すものでございます。

それと、工事請負費でございますけれども、大原幽学記念館の映像音響施設の設置工事ですけれども、これはその映像を流すもの、その機器自体が実は壊れて修繕しなければいけな

いと、改めてすべて入れ替えた方がよろしいんじゃないかということで、ご相談申し上げて、県の方でこれも認められましたので、補助事業として認められたものをここに計上させていただきました。

それと、幽学の里の農道と排水路の整備工事でございますけれども、あそこ、交流事業に使用した水田、約1ヘクタールございます。その水田が国指定史跡となっております。その水田の畦畔が、実は水路部分は国指定史跡ではございませんで、その部分の影響で壊れ始まっていると。その水路を改修していかなければ保存が難しいんじゃないかなということで、今回、将来的にも交流に使用していきたいと、そのような考えから修繕をかけていきたい、水路を整備すると。それから、そのわきの農道についても、現状、何も手を加えられていない状況であるということから、碎石等の敷設をしていく、そういうものでございます。ちなみに、農道の延長が235メートルございます。それから、排水路の延長が128メートル、それから水を取り出しますパイプ口といたしまして270メートルを予定しております。そういう内容で聞いております。

それと、次のページの電子計算費の関係ですけれども、電算システムの運用事業の委託料、これは国民年金法の第106条の改正によりまして、社会保険庁が市町村に対しまして、必要に応じて所得情報の提供を求めることができることになりました。このシステムを改修するための費用ということでございます。この費用につきましては、国民年金事務費の交付金として措置される、そのように聞いております。

以上です。

○副議長（高木武雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、神子議員の質問の中の、電算業務委託料についてお答え申し上げます。

電算業務委託料における国民年金システムの改修について、その法的根拠をご説明いたします。

国民年金法第106条の改正によりまして、社会保険庁が市町村に対して、必要に応じて所得情報の提供を求めることができるようになりました。その内容でございますけれども、被保険者、配偶者、世帯主の所得情報の提供となっております。社会保険事務所におきましては、市町村が保有するこの所得情報の提供を受けることによりまして、保険料の強制徴収や免除勧奨を行うこととなり、未納者対策の強化を図ることとなったわけでございます。

なお、このシステム改修につきましては、全額が国民年金事務費交付金として措置される

ことになっております。

以上でございます。

○副議長（高木武雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） それでは、22ページの海上健康増進センター管理費の157万5,000円の補正についてお答え申し上げます。

需用費でございますけれども、増進センターのプールの加温設備の配管等の修繕に要する費用として計上させていただきました。

以上でございます。

○副議長（高木武雄） 神子議員。

○24番（神子 功） ありがとうございます。

1点だけ伺いたします。22ページの関係でございますが、そうしますと、平成18年9月に補正されたものが29万1,000円ありましたけれども、これは、やはり空調設備点検並びに清掃委託ということでありましたけれども、これは当初、予算組みされておられませんし、修繕についても当初では予算組みされていなかったということになりますけれども、この海上の健康増進センターの管理としては、今後、修繕等についてはどのようにお考えなのかどうか。今回、補正を組んだ段階で検討してあれば、伺いたいと思います。

以上です。

○副議長（高木武雄） 神子功議員の再質疑に対して、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） 海上の健康増進センターでございますけれども、平成14年度に完成をし、15年度から使用しているところでございますけれども、3年半ぐらいたっているんですけれども、いろんなところに実は故障が出ておまして、その原因等について調査をしながら、しかも稼働もしていかなきゃならないということで、補正等をお願いしているところでございますけれども。その辺については、メンテナンスの仕方が悪いのか、あるいは施工が悪いのか、場合によっては設計が悪いのかと、そういったことについてただいま調査中でございますので、そういったことを加味しながら、しかも運営はしていかなきゃならないということもございますので、そのように調査をしながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（高木武雄） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○副議長（高木武雄） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○副議長（高木武雄） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○副議長（高木武雄） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○副議長（高木武雄） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○副議長（高木武雄） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第7号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、ご質疑申し上げます。

この件につきましては、本会議でも説明があった内容でございますが、この水道料金の改正に伴いまして、水道関係の運営協議会等を開いたということもありましたし、その中でも説明がありましたが、合併をした後に、この水道料金につきましては市・町の状態を考えて、

3年をめどにこの辺は見直していこうという、そういう方針で今回来たわけではありますが、このたび水道料金の改正ということで議案に上がったわけであります。そういったことで見直しを図られて、今回、改正をしようということでもありますけれども、水道料金の改正に当たりまして、算定となる根拠につきましては、どういったことをもって改正になったのかどうか、もう少し詳しくご説明をいただきたいのが1点であります。

もう1点は、それでは、今後の水道料金ということにつきましては、どのように、今回、改正に当たりまして検討をし、今後、対応していくのか、そのお考えについてお示しをいただきたいと思います。

以上、2点、お願いいたします。

○副議長（高木武雄） 神子功議員の質疑に対して、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） それでは、水道料金改正の根拠と算定根拠についてからお答えいたします。

算定の根拠につきましては、過去10年間の決算書を基に、現行料金で3年間の財政収支のシミュレーションを行いました。その結果、自主財源のみで対応した場合は、3年後の平成21年度に、内部留保資金がマイナス5億8,900万円の資金不足になってしまいます。財源を全額企業債借り入れて対応した場合の内部留保資金はマイナス2億800万円の資金不足が見込まれ、現行料金では水道事業の健全性は確保できないと判断し、料金改定をお願いすることとなったものです。

この資金不足を解消し、今後3年間の事業運営を勘案しますと、平成19年度から平成21年度の各年度末で、内部留保資金が最低3億円程度の確保がされないと適正な事業運営ができないという結論に達し、今回の改定料金を算定したものです。

次に、今後の水道料金に対する考え方ですが、今後の水道料金の改定につきましては、水道事業運営協議会の答申を受け、本改定料金を3年間据え置きとし、平成22年度以降については改めて検討することとなっておりますので、将来にわたって水道水を安定供給し続けられるよう、事業の経営状況を見定めながら、適正な料金設定をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（高木武雄） 神子功議員。

○24番（神子 功） 再質疑申し上げます。

今、ご説明をいただきましたが、運営委員会等で、この水道料金に対しまして、一般会計からの繰り入れということについて議論があったのかどうか。

また、これは市長にお伺いいたしますけれども、今後の運営につきましても、今、お話しをいただきましたが、今回、改正に臨みまして、一般会計から補てんをするというようなことのお考えがあったのかどうか。ご説明によりますと、市長の政策的な判断ということで、本会議でも説明がありましたけれども、一般会計について繰り入れするようなお考えがあったのかどうか、この辺につきまして、担当課としての運営協議会での議論の内容、そしてまた市長のお考えについてお伺いいたします。

○副議長（高木武雄） 神子功議員の再質疑に対して、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、私の方からのお答えは、基本的なことで答えさせていただいて、細部にわたる点では、担当課から答えさせていただきたいと思います。

水道というのは、市民にとっては1滴たりとも欠くことのできない、非常に生活に大事なものでありますから、そういった意味では、できるだけ値上げをしたくないというのが率直な思いであります。若干の一般会計からの補正というのは行っているんですけども、私は基本的には、原水の供給は県の事業としてとり行っていたきたいというのが私の率直な願いでありまして、県の方にも常にお願いをしてきたわけでありまして、ようやく形だけ見えてまいりました。20年後という非常に長い話でありますから、それをできるだけ短くして、早い段階で実施をしていただけるように、これからも運動してまいりますけれども、我々のところの水道料金が、県水で行っているところに比べますと、一番高いところだと2.5倍、我々のところでも2倍に近いという金額になっているわけですし、こういったことでは同じ県民として不公平だろうというのが率直な私の思いでして、こういった面で県に力を貸してもらいながら、できれば原水の供給は県下一本、一律にしてもらいたい、そういった運動を展開して、できるだけ早い段階でこういった水道料金等も安くなるように頑張っていきたい、それが自分の基本的な考えであります。ですから、そういった意味で市民の一番大事なものですから、できるだけ上げなくて済むように努力はしてまいりたい、そのように考えています。

○副議長（高木武雄） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 運営協議会における委員方の意見ということでございますけれども、5回も運営委員会を開いておりますので、その中では他会計、すなわち一般会計の話も当然

出ました。あるいは、7年越しということで、今回については2回ぶりの改定、従来ですとおおむね3年ごとに改定されておりましたので、やむを得ないというような、多種多様な意見が出ました。また、水道事業の運営協議会の委員の中には、私どもの先輩も5名いますので、当然、水道課長になりたての私よりも詳しい委員も5名いましたので、そういう中で、5回にわたりましていろいろな論議がなされました。

以上でございます。

○**副議長（高木武雄）** 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○**24番（神子 功）** 議案第8号、千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議につきまして、私は2点お伺いをしたいと思います。

まず1点目ですが、この規約の第4条に関連すると思いますけれども、ここでは1から5までの、それぞれの処理する事務の内容が記載されております。この規約からいきますと、事務処理するための人員というものについては、どのように配置をするのかということが考えられるわけでありますけれども、この人員の配置の予定につきまして、お分かりでしたらお示しをいただきたいのが、第1点目であります。

2点目は、この事務運営をするための財源の措置でありますけれども、この規約からいきますと準備期間、そしてまた準備期間を終えた後の事務体制ということがありますけれども、事務するためには予算が必要となりますので、その予算的な規模については、現在、どのように検討をされてきたのかどうかお伺いしたいと思います。

以上、2点です。

○**副議長（高木武雄）** 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○**保険年金課長（増田富雄）** それでは、事務処理するための人員配置の予定及び事務運営のための財源についてというご質疑にお答え申し上げます。

千葉県後期高齢者医療広域連合における人員配置につきましては、19年1月1日設立を目指しておりますが、総勢13名で、その体制の内訳は県からの派遣が2名、市からの派遣が7

名、町からの派遣が2名、そして国保連合会から2名となっております。また、平成19年度からは市からの派遣が12名増えまして、総勢で25名体制で行うこととなっております。

次に、事務運営のための財源でございますが、18年度は総額で1億1,750万8,000円となっております。そのうち国庫補助金等を除いた1億752万9,000円を56市町村で負担することとなり、今回補正予算で計上いたしました164万4,000円が旭市分の負担額となるものでございます。

以上でございます。

○副議長（高木武雄） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○副議長（高木武雄） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○副議長（高木武雄） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○副議長（高木武雄） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 議案第12号、財産の取得についてでございますが、中身はコミュニティバス車両の2台、約37名乗車ということでございますが、これにつきましの導入の経過をお知らせしたいと思います。

あと、コミュニティバスの運行状況についてもお示し願えればと思います。

以上です。

○副議長（高木武雄） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 滑川議員の質疑に対してお答え申し上げます。

まず、導入の経過ということでございますけれども、このコミュニティバスにつきましては、まずコミュニティバス検討委員会、これは昨年度、4回開催してございます。そのうちの3回目と4回目、これは3回目が昨年11月29日、4回目が新年度予算を議決いただいた後の、今年の3月24日、ここで開催してございます。ここで、車両の導入についてということでご検討をいただいたところでございます。当初でございますけれども、今年4月からの旭地区ルートの本格運行に伴いまして、合併特例債を財源にいたしまして、コミュニティバス運行用バス車両1台の購入を予定していた、そういうところでございました。ただ、有利な財源ということで、自治宝くじで100%助成ということで助成の決定をいただきましたもので、去る9月議会でこの予算を議決していただきまして、今回、執行させていただいた、そのような経緯でございます。

それと、旭地区が、まず当初、バス導入の議論の対象になっておりました。この中で、実質30人程度乗れなければいけないんじゃないかなと、そのような議論がございまして、その30名という根拠なんですけれども、実際に旭地区で一番込むバス、これが中央病院から出ていくバスと、それから通勤で使うバス、これが雨の日等で30名を超えるところがあるということで、小さいバスではなくて、安全に乗れる路線バス仕様のものという形で、今回、この車両を決定させていただいた、そのような経緯でございます。実際に旭地区の平均乗車人数は11.5人ということで、時間帯によりましては比較的乗っている方は少ない、そのような状況ではありますけれども、混雑している時期、時間帯もあるということでございます。

それと、今回の導入のバスですけれども、実質的には7メートルを切る、7メートル未満のバスということで、今、旭地区で運行しているバスとほぼ同じ形になります。よく議論の中でも、例えば、もう少し小さいバスがいいんじゃないかという話もございましたけれども、実質、よく料理屋さんなんかで送迎に使っているバス、あれは6メートル30からやはり6メートル90ぐらいということで、大きさがそれほど変わらない。それから最小回転半径、これもあいったバス、車軸の関係があるんだと思いますけれども、6メートル前後になってしまふ。今回の導入のバスは、最低回転半径が5.8メートルということで、比較的小回りのきくものということで、ちょっと角張っておりますと大きく感じるのかもしれませんが、車体としてはそれほど変わらないもの、そういうものを選定して購入していくと、そのよう

に決定させていただいております。

以上です。

○副議長（高木武雄） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

旭市だけでなく、全体の運行状況もぜひ教えていただきたいと思います。

○副議長（高木武雄） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 統計といたしまして、昨年度の実績ということで乗車人員をお知らせしたいと思います。

まず、旭地区なんですけれども、2万5,134人ということで、月平均2,094人、1便当たり11.5人でございます。それと、飯岡地区でございますが、4万3,413人。月平均3,617.8人、これは1便当たり8.7人。これはAルートとBルートございまして、Aルートの方が12.3人、Bルートの方が3.9人というような状況です。それから、海上地区でございますけれども、1万2,969人。月平均で1,080.8人。1便当たり5.1人でございます。それから、干潟地区でございますが、4,219人が市内。これは栗源から来ておりますので、全体といたしましては7,358人。月平均で市内の平均が351.6人。1便当たり4.3人というのが状況でございます。

以上です。

（「どうもありがとうございました。」の声あり）

○副議長（高木武雄） 滑川公英議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑は終わります。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 8ページ、4款2目の塵芥処理費の運営費1,221万円でございますが、説明ではクリーンセンターの爆発事故という説明でございましたが、もう少し詳しく、いつごろ、どのような状況で事故が起きたのかお示しをいただきたいと思います。

○副議長（高木武雄） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（小長谷 博） それでは、粗大ごみ施設における爆発事故の内容についてお答え

申し上げます。

爆発事故は、去る10月12日、午前11時30分にクリーンセンターの粗大ごみ処理施設において発生しました。爆発の原因は特定できておりませんが、不燃ごみに含まれていたスプレー缶などの可燃性ガスがたまり、火災時の火花に引火して爆発したものと考えられます。幸い、人的な被害はございませんでしたが、施設に破損が見られたために、修繕を行ったものでございます。

今後の対策としては、手作業段階での引火性不燃ごみのガス抜きを徹底するほか、スプレー缶などのガス抜きなどのごみの正しい出し方を、広報紙などで周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（高木武雄） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 人的被害はなかったということでございますが、例えば、作業員が事故に巻き込まれる可能性もあったということで理解していいのでしょうか。

○副議長（高木武雄） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（小長谷 博） お答え申し上げます。

作業場所によっては、近くにいれば、そういう危険性は否定はできません、と思います。

○副議長（高木武雄） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） そうしますと、過去にも何度かこのような小さな事故は当然あったと思いますし、今後も当然予想されますので、スプレー缶1個だけが爆発したんじゃなく、恐らくガスが中に充満していて、それに引火して大きな爆発になったんじゃないかなと思うんですが。私は素人考えで、例えばガス漏れ警報器等を付ければすぐ分かるんじゃないかと思うんですが、こういった対応等、お考えありますかどうかお聞きいたします。

○副議長（高木武雄） 木内欽市議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（小長谷 博） 一応、業者からは見積もりは取ってございます。ガス検知器及び散水装置の整備等に関する見積もりはいただいております。今後、施設の改善については検討していきたいと考えております。

○副議長（高木武雄） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） ガス漏れ警報器が頼んであるということであれば、今後、こういう事

故は防げるんじゃないかなと期待をしております。修繕費もたくさんかかりますし、何よりも人命が一番でございますので、今後、こういう事故がないように、また十分ご注意をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（高木武雄） 木内欽市議員の質疑は終わります。

続いて、神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第13号につきまして、ご質疑申し上げます。

2点、予定しておりましたけれども、1点はただいま木内議員の方から質疑がありましたので割愛させていただき、公園費の関係の工事請負費、あさひ健康パーク整備工事につきまして、本会議で説明があった内容に、石川組から業者が変わったというご説明だったと思いますけれども、この石川組さんからどの業者になったのかどうか、いわゆるその変わるときに、業者の選定についてはどんな方法で行ったのかどうか。そして、また発注業者の名前については、どのような業者が引き続き受けることになったのかどうかお示しをいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（高木武雄） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 補正予算書、8ページの公園費、あさひ健康パーク整備事業の再発注の契約関係についてお答えいたします。

前の契約で残りました出来高の96%の分に、当初、来年度の予定でございました北側道路の路盤工事を加えまして、再度設計をしまして、それに基づいて指名競争入札を実施いたしました。

次に、入札の経過をご説明いたします。

11月1日に建設工事指名業者選定審査会で、市内の特定建設工事の資格のあるA等級業者のすべての11社を指名いたしました。前回の入札では12社でした。入札は11月9日に執行いたしまして、藤英建設株式会社が落札いたしましたので、11月10日に契約を締結いたしました。契約金額は9,922万5,000円でございます。なお、工期は平成19年3月20日まででございます。

以上です。

○副議長（高木武雄） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第13号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○副議長（高木武雄） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第12号の5議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第8号、議案第10号、議案第13号中の所管事項の5議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第3号、議案第13号中の所管事項の3議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第4号、議案第7号、議案第11号の3議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、18日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会陳情付託

○副議長（高木武雄） 日程第3、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号、陳情第12号の4件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（高木武雄） 配布漏れないと認めます。

これより陳情を付託します。

文教福祉常任委員会に陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号、陳情第12号の4件を付託い

たします。

付託いたしました陳情は、18日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

○副議長（高木武雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は8日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時43分